

令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務委託仕様書

1 業務名

令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促進事業）業務委託

2 業務目的

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を訪れていた多くの訪日外国人旅行者は熊野古道を歩くことを大きな魅力としており、交通拠点やバス停から熊野古道のウォーキングポイントまでを結ぶ二次交通の利便性向上は極めて重要な要素と言える。

令和2年度に県域を越えた交通事業者、国、地方自治体及びDMO等が参画して、「紀伊半島外国人観光客受入推進協議会（以下、協議会とする）」を設立し、訪日外国人旅行者の二次交通を活用したストレスフリーな移動環境の構築のため、交通拠点やバス停において二次交通案内情報の多言語化等の整備に取り組んできた。

令和3年度においてもアフターコロナにおける訪日外国人旅行者による二次交通を活用した周遊促進のため、各交通案内情報の多言語化、バス乗り換え情報を表示したデジタルサイネージの設置及びオープンデータの維持管理に取り組んでいくことにより、紀伊半島における訪日外国人旅行者のロングトレイル等の長期滞在ニーズに応え、広域周遊を促進していくこととする。

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

第1回二次交通部会（令和3年9月に開催予定）において、令和3年度の整備計画が承認された後、同計画に基づいて、以下の熊野古道ごとの交通拠点やバス停における交通案内情報の多言語化等の整備を実施すること。

各案内情報の仕様及びデザインについては、発注者の許可がおりた後、施工していくものとする。

なお、印刷や施工が今年度内に実施することが困難な場合においては、発注者と協議の上でデザインのみ確定をもって整備完了とみなす場合もある。

（1）中辺路エリア

- ①バス乗り換え情報を表示したデジタルサイネージの新設（交通拠点1箇所）
- ②既設デジタルサイネージ（本宮大社前バス停及び新宮駅前バス停）の保守管理
- ③新宮駅前バス停5番のりばバス停標柱の集約化
- ④周辺観光案内図の新規作成（3枚程度）
- ⑤世界遺産「高野山・熊野」聖地巡礼バスのバスのりばと認識できる案内板の新規作成（14枚程度）
- ⑥タクシーのりば案内情報の新規多言語化（4枚程度）
- ⑦既存交通案内情報の更新（13枚程度）
- ⑧熊野地域及びその周辺地域（高野地域、白浜地域）におけるバス情報のオープンデータ「標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）」の維持管理（年5回程度）

（2）小辺路エリア

- ①時刻表の新規多言語化（36枚程度）
- ②バスのりば案内図の新規作成（6枚程度）

③周辺観光案内図の新規作成（5枚程度）

（3）伊勢路エリア

①整備前の整備箇所（東紀州エリア）の現地調査（1～2日程度）

②時刻表の新規多言語化（6枚程度（現地調査の結果、変更の可能性あり））

③バスのりば案内図の新規作成（4枚程度（現地調査の結果、変更の可能性あり））

④主要停留所案内図の新規作成（10枚程度（現地調査の結果、変更の可能性あり））

5 提案書に盛り込む内容

提案書には以下の内容を盛り込むこととする。

（1）業務遂行能力

①業務遂行人員及び体制

②緊急時の連絡体制

③過去の同等の業務実績

④事業スケジュール

（2）業務統括能力

整備内容ごとの関係者との連携体制

（3）業務内容の理解度

熊野古道を歩くことを目的とした訪日外国人旅行者の移動環境の向上のための二次交通整備の必要性

（4）整備内容の具体性

①「4.（1）～（3）」の各整備イメージ

②「4.（3）」の現地調査の調査場所、調査スケジュール 等

（5）見積書

「4.（1）～（3）」で列挙している整備ごとの単価及び数量

6 成果品

（1）提出物

上記「4.（1）～（3）」の業務委託に基づき制作した成果品のうち、デザインを作成する整備については、データファイルを事業終了後にCD又はDVD Adobe Illustrator データ（再編集可能なデータ）及びPDFデータに収録して発注者に2部提出すること。

（2）成果品の納入場所

担当者：紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局（担当者：板谷）

住 所：〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県観光局観光交流課内

7 留意事項

（1）受託者は委託業務の進捗について、発注者に対して随時報告すること。

（2）既存データを除き、業務を遂行する上で必要な資料、画像等は原則取材、撮影等により受託者において入手する。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。なお、取材、撮影等にあたっては関係市町村等と事前に調整すること。また、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

（3）本業務委託を実施するにあたっては、二次交通部会の会議運営及び事業実施報告書の作成を請け負う「令和3年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託」の受託

者と連携して事業に取り組むこと。

(4) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、本件業務委託で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

(5) 本件業務委託により制作される成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は本件業務委託による成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(6) 受託者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(7) 成果品は発注者が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。

(8) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

(9) 受託者は本件業務委託に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(10) 本件業務委託仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

(11) 本件業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。

8 その他

(1) 本件業務委託の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、発注者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

(2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。

(3) 本件業務委託により制作された成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(4) 本件業務委託により知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を取得した場合は、この事業の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。

(5) 本件業務委託の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。